

令和元年

12月1日から

その一瞬が大事故に…  
スマホ、携帯電話など

## 「ながら運転」が罰則強化

• 例えばこんな場合には・・・

### ① 「ながら運転」（携帯電話などを使用）をした場合

●罰則 6月以下の懲役または10万円以下の罰金

●違反点数 3点

●反則金 大型 25,000円 普通 18,000円

二輪 15,000円 原付 12,000円

### ② 「ながら運転」をして交通の危険を生じさせた場合

●罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

●違反点数 6点（即、免許停止）

●反則金 なし（即、罰則適用）

※携帯電話などには、タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含む  
③カーナビやテレビなどの画面を注視した（事故などの場合に限る）  
※「カーナビやテレビなど」には車載装置に限らず車内に固定した携帯電話などの画像表示装置を含む

「ながら運転」とは…

①携帯電話などを手に持つて通話した

※「携帯電話など」は、手に持たなければ送信・受信ができない無線通話装置が該当し、トランシーバーなどを含む

②携帯電話などを手に持つて画面を注視した

※携帯電話などには、タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含む  
③カーナビやテレビなどの画面を注視した（事故などの場合に限る）  
※「カーナビやテレビなど」には車載装置に限らず車内に固定した携帯電話などの画像表示装置を含む

近年、スマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話や操作、カーナビなどを注視しながら運転を行う「ながら運転」による交通事故が増加しています。ながら運転による悲惨な事故を防ぐため、12月1日から改正道路交通法が施行され罰則などが強化されました。交通ルールを守つて、安全な運転をしましょう。

## ～スポーツで世界とつながる～ ウクライナ・トランポリン選手団の事前合宿を受け入れ



Удачі Україна! (がんばれ、ウクライナ!)



子どもたちに演技を披露する選手

11月19日㈫から25日㈪の間、東ヨーロッパの国ウクライナからトランポリン選手団7人（選手4人、コーチ2人、トレーナー1人）が野々市市へやって来ました。11月28日㈭から東京都で開催中のトランポリン競技の世界選手権大会出場に向けた事前合宿としての訪問で、滞在中は市民体育館に設けられた競技用のトランポリン台で試合前の最終調整を行いました。

23日㈯には、野々市少年少女トランポリンクラブとの交流会を開催。選手による技の披露や質問の場が設けられました。質問会で参加者は、「ジャンプを高く飛ぶにはどうな練習をしたらいいですか」「何歳から回転ができるようになりますか」といった質問を選手たちに投げかけ、多くのことを学んだ様子でした。